

29 監査報告第8号
平成29年11月30日

千葉市議会議長 小松崎 文嘉 様
千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市監査委員 清水 謙 司
同 宮原 清 貴
同 川合 隆 史
同 宇留間 又衛門

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第1期事務事業定期監査結果報告

第1 監査の対象

経済農政局、消防局、病院局、監査委員事務局及び農業委員会事務局

第2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行
ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とする。

第3 監査の期間

平成29年8月1日から平成29年11月21日まで

第4 重点項目

1 収入事務

- (1) 減免の理由及び手続は適正か。
- (2) 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

2 支出事務

- (1) 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- (2) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。

3 契約事務

- (1) 個人情報を取り扱う契約事務は、適切に行われているか。
- (2) 長期継続契約による場合、その理由は適正か。

4 財産管理事務

- (1) 公有財産の貸付（使用許可）は適正に行われているか。
- (2) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。

第5 監査の着眼点

上記の重点項目を踏まえ、主な着眼点を次のとおり設定した。

種別	項目	着 眼 点
財務 監 査	1 収 入 事 務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 (2) 納入の通知は適正に行われているか。 (3) 領収書の取扱いは適正に行われているか。 (4) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。 (5) 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同してないか。 (6) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。 (7) 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。 (8) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。
	2 支 出 事 務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。 (2) 支出負担行為額の算出に誤りはないか。 (3) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。 (4) 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 (5) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
	3 契 約 事 務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。 (2) 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。 (3) 予定価格及び最低制限価格の算定は適正に行われているか。 (4) 入札参加者等の指名において業者選定審査会等を設置し、適正・公正さを保つ手続がとられているか。 (5) 随意契約による場合、その理由は適正か。 (6) 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか。 (7) 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。 (8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 (9) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
	4 財 産 管 理 事 務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。 (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。 (3) 公有財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。また、不法占拠されているものはないか。 (4) 違法又は不当な財産の管理はないか。また、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。 (5) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。 (6) 金券類等の保管の方法、場所は適切か。 (7) 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。 (8) 債権の記録は適正に行われているか。 (9) 基金に係る収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。

行政 監 査	補 助 金 等 交 付 事 務	<p>(1) 補助金交付要綱は適正に制定されているか。規定すべき事項に漏れはないか。</p> <p>(2) 交付決定に係る審査は確実に行われているか。</p> <p>(3) 額の確定に係る審査は確実に行われているか。</p> <p>(4) 補助金等の交付の時期は適切か。</p> <p>(5) 返還等に係る手続きは適時適正になされているか。</p>
--------------	--------------------------------------	--

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第6 監査の主な実施内容

監査は、千葉市監査執行規程に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係職員からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

第7 監査の日程

日 付	内 容	
平成29年 6月 1日	監査実施通知	
平成29年 8月 29日	概況説明の聴取	平成29年度第11回監査委員会議
平成29年11月 14日	品質管理に係る評価	平成29年度第14回監査委員会議

第8 監査の結果（財務監査）

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

1 指摘事項

(1) 契約事務

ア 予定価格を適切に積算すべきもの（消防局）

千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第10条第1項及び第22条によると、契約事務担当職員は、仕様書、設計書等によって積算し、予算の範囲内において予定価格を決定しなければならないとされている。

しかしながら、消防局における業務委託等の予定価格については、仕様書、設計書等による積算が確認できないものが散見された。

予定価格の決定に当たっては、仕様書、設計書等により、適切に積算されたい。

イ 業務の再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの（消防局）

特殊災害対応車の分析機器保守点検業務委託及び空気ボンベ耐圧検査業務委託については、契約書中に、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならないとされている。

しかしながら、再委託について、承諾を得る手続きをとらずに、第三者に業務の一部を委託していた。

契約は、受託者の信用及び技術力等の業務の履行能力を前提に締結されるものであり、業務の第三者への請負は、これら契約の前提を変える行為となることから、業務の第三者への請負に係る承諾については、契約書に基づき適正に行われたい。

ウ 業者選定を適正に行うべきもの（消防局）

「適正な入札・契約の執行について」（資産経営部長通知）によると、物品の調達・業務委託等に際しての業者選定は、地元中小企業者育成の観点から、可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内登録業者以外（準市内業者・市外業者・未登録業者）から選定する場合は、必ず市内登録業者以外の業者選定理由を明記し専決権者の意思決定を受けることとされている。

しかしながら、消防局における物品の調達・業務委託等については、市内業者以外の者に範囲を広げて業者を選定するに当たり、その理由が明記されていないものが散見された。

業者選定については、通知に基づき適正に行われたい。

エ 物品の調達事務を適正に行うべきもの（消防局）

契約規則第21条の2によると、随意契約によることができる額として、財産の買入れについては予定価格が160万円以下の場合とされている。

しかしながら、日本薬局方酸素充填契約については、単価契約における予定数量を価格の総額が160万円以下となるよう、過去の発注実績から明らかに低く設定し、入札を実施せず随意契約により発注していた。

物品の調達に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。

（2）財産管理事務

ア 行政財産の目的外使用許可を適正に行うべきもの（消防局）

千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）第21条第1項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者に対して、行政財産使用許可申請書により市長に申請させなければならないとされている。

しかしながら、消防局が管理する土地を抽出して確認したところ、一部の消防署においては、支線の設置のため、行政財産を目的外に使用させているにもかかわらず、相手方から行政財産使用許可申請書により申請させていなかった。

行政財産目的外使用許可については、適正に行われたい。

（参考）確認された未許可物件の物件の状況（単位：件）

施設等名称	支線
消防署	1

2 意見

ア 院内食堂のあり方を検討すべきもの（病院局）

海浜病院内の食堂については、職員に対する厚生及び見舞客等の利便を目的として設置されたものであるが、職員の勤務が早朝から深夜に及ぶにもかかわらず営業時間が昼間時間帯のみとされているなど、その設置目的が十分果たされているとは言いがたい。

また、同食堂は、千葉市立海浜病院患者給食業務委託の受託業者に、本来の委託業務に付随して、同契約に基づく義務として営業させているが、本来、患者への給食業務とは別のものであり、適切な契約内容とは言いがたい。

食堂については、採算性の考慮や、食堂以外の手段との比較も行いつつ、契約方法も含めそのあり方を検討されたい。

第9 監査の結果（行政監査）

1 補助金等の交付事務について

補助金等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。

千葉市では、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）において、補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるとともに、「補助金の執行事務の適正化について」（平成17年5月12日付け財政部長通知）を通知し適正化に努めている。

このような中、近年の財務定期監査及び財政援助団体等監査において、基本的な事務手続が行われていない事例が複数あったこと、平成27年度の住民監査請求監査（27千監（住）第1号）において示した「補助金額の算定に当たって、補助対象事業における補助対象経費に充当することを目的とする補助金以外の特定の収入があった場合には、原則としてその収入額を補助対象経費から控除して補助金額を算定すべき」との考え方が全庁に浸透していない可能性があること、平成29年度事務事業定期監査の対象部局が所管する補助金等の支出額が比較的大きいこと等から、補助金等の交付事務について、前記第5のとおり着眼点を設定し、監査を実施することとした。

2 監査対象部局における補助金等の執行状況

平成29年度第1期事務事業定期監査の対象となっている各局における補助金等の執行状況は、次のとおりである。

対象部局※	所管補助金	支出額	
		交付数	合計額
経済農政局	66種	23,653件	1,840,168千円
消防局	5種	103件	28,593千円

※ 病院局、監査委員事務局及び農業委員会事務局においては、補助金等の執行事務を所管していない。

3 指摘事項

（1）補助金交付要綱を適正に整備すべきもの

ア 補助金交付要綱に補助率及び補助対象とする具体的経費を明示すべきもの（経済農政局）

「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、補助金交付要綱には、補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費、補助率を明示することとされ、また、補助金額の算定に当たっては、補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額及び補助率を明らかにするとともに、交付決定及び補助金額の確定に係る決裁に明記することとされている。

しかしながら、勤労者福利厚生事業等補助金については、4事業すべてにおいて、要綱別表で補助対象経費を、「イベントの開催に要する経費であって市長が必要と認めたもの」等と規定するのみで、補助対象とする具体的経費及び補助率を明示しておらず、交付決定及び補助金額の確定に係る決裁にも明記されていなかった。

補助金交付要綱については、通知に基づき規定を整備し、補助金額の算定を適正に行われたい。

(2) 交付決定に係る審査を確実に行うべきもの

ア 補助金の交付決定に伴う要件の調査を適正に行うべきもの（経済農政局）

補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査するものとされている。また、外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱第3条第2号によると、補助金の交付の対象となる者は市税の滞納がないことなどが要件とされ、同要綱第7条第1項第3号によると、補助金交付申請書には、市税情報閲覧同意書を添付して提出しなければならないとされている。

しかしながら、外国人観光客受入環境整備等支援補助金については、申請者から市税情報閲覧同意書の提出を受けていたものの、交付決定に係る審査に当たり、申請者の市税納付状況の調査が行われていなかった。

補助金の交付決定に伴う要件の調査については、規則等に基づき適正に行われたい。

イ 補助事業の変更等に係る承認審査及び概算払の精算を適正に行うべきもの（経済農政局）

補助金等交付規則第5条第1項第1号によると、市長は補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、「補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、市長の承認を受ける」との条件を附するものとされ、農林関係事業補助金交付要綱第5条第1項第1号に、この条件が附されている。

また、千葉県予算会計規則（平成4年千葉県規則第97号）第60条第1項によると、概算払を受けた者は、概算払を受けた経費について、その目的達成後7日以内に支出金精算書（概算払）又は精算を証明する書類を作成し、支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。

しかしながら、農林関係事業補助金（有害鳥獣対策事業）において、概算払で交付した補助金（以下「当初補助金」という。）について補助事業等の内容の変更により不足額が生じたが、市長の変更承認を受けることなく、不足額について新たに補助金交付申請書を提出させ補助金を交付していた。また、当初補助金について、支出命令者に精算の報告をしていなかった。

補助事業の変更等に係る承認審査及び概算払の精算は、規則等に基づき適正に行われたい。

(3) 額の確定に係る審査を確実に行うべきもの

ア 補助対象事業費に係る書類の審査を適正に行うべきもの（経済農政局）

補助金等交付規則第13条によると、市長は、補助事業等の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するとされている。また、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、実績報告書には、補助事業等の効果、全体事業費、補助対象事業費等の実績を証する書

類等の添付を求めることとされている。

しかしながら、外国人観光客受入環境整備等支援補助金については、補助対象事業費に係る領収書が添付されているものの、支出額の内訳が不明であるものや、領収書の記載項目が収支予算書及び収支決算書の記載項目と異なるものが見受けられた。

補助対象事業費に係る書類の審査については、規則等に基づき適正に行われたい。

(4) その他

ア 債務負担行為の設定を適正に行うべきもの（経済農政局）

地方自治法第214条によると、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないとされている。

しかしながら、企業立地促進事業補助金については、毎年度の歳出予算の計上は適正に行われているものの、複数年度に渡る補助金交付を前提として補助対象事業の計画を承認しているにもかかわらず、年度を超える補助金の交付に関して債務負担行為を設定していなかった。

債務負担行為の設定については、本市が将来負担する債務の全体像の把握に資することから、適正に行われたい。

4 意見

市においては公益上の観点から多くの事業に対し補助金を交付し、市の施策推進に重要な役割を果たしているが、補助金はその性質上反対給付を伴わない一方的な支出であって、その財源の多くが市民の税金で賄われていることから、市は、補助金の目的や効果、支出の妥当性について十分市民に説明する必要がある。

よって、補助金の交付における適正な事務手続を求めるとともに、既存の補助金の社会情勢に即した必要な見直しと、補助金の新設に当たっての慎重な制度設計を要望する。

なお、3の指摘事項以外に、以下のとおり、基本的な事務手続が行われていない等の事例が複数あった。これらの事例は、全庁に共通する事項であることから、対象部局に限らず、補助金を所管している他の部局においても参照されたい。

(1) 交付決定に係る審査を適正に行うべきもの

ア 補助事業の着手前に補助金交付申請書の提出を受けるべきもの

補助金等交付規則第3条第1項によると、補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的及び内容等を記載した申請書を市長に提出しなければならないとされている。また、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、交付申請書の提出時期は、補助事業着手前であることとされている。

しかしながら、補助事業着手後に交付申請書が提出されている事例が見受けられた。

【該当例】外国人観光客受入環境整備等支援補助金（経済農政局）
地域森林環境整備事業補助金（経済農政局）

イ 補助金の効果を具体的に確認し、交付決定の審査をすべきもの

補助金等交付規則第3条第2項第3号によると、補助金交付申請書には、補助事業等の効果を記載した書類を添付しなければならないとされており、「補助金の執行事務の適正化について」(財政部長通知)によると、「補助事業等の効果」に係る書類については、補助金の効果を具体的に確認し、審査できるような具体的な数値化を求めるとされている。

しかしながら、補助金交付申請書に添付された事業計画書において、具体的な効果について記載が確認できない事例が見受けられた。

【該当例】観光事業等補助金（経済農政局）

ウ 補助事業の変更及び廃止に係る承認を適正に行うべきもの

補助金等交付規則第5条によると、市長は補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、「補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合及び補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受ける」との条件を附するものとされている。

しかしながら、要綱に上記条件が附され、交付決定通知時に当該条件が示されているにもかかわらず、市長の承認を受けることなく補助事業等の内容や経費の配分が変更され、又は補助事業が廃止されていた事例が見受けられた。

【該当例】外国人観光客受入環境整備等支援補助金（経済農政局）

勤労者福利厚生事業等補助金（経済農政局）

国際会議開催補助金（経済農政局）

(2) 額の確定審査を適正に行うべきもの

ア 補助金額の確定の際、補助対象経費からの収入額の控除及び収入の性質に係る審査を適正に行うべきもの

地方公共団体の予算の執行面における基本原則として、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しており、その趣旨は、地方自治法第2条第14項に掲げる「最少経費による最大効果」の原則を、予算執行の立場から表現したものであるから、予算の執行に当たっては、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達するように努めるべきことは、執行機関に課された当然の義務である。

したがって、「補助金額の算定に当たって、補助対象事業における補助対象経費に充当することを目的とする当該補助金以外の特定の収入があった場合には、原則として当該補助金以外の収入を控除して当該補助金額を算定すべき（住民監査請求監査（27千監（住）第1号）結果参照）」であり、控除する旨を補助金交付要綱に規定すべきである。

しかしながら、補助額に影響はないものの、補助金交付要綱に規定があるにもかかわらず、当該補助金以外の収入を控除して補助金額の算定をしていない事例や、実績報告書に添付された収支決算書等の書類では控除した収入の内容が確認できない事例が見受けられた。

【該当例】 勤労者福利厚生事業等補助金（経済農政局）
経済振興関係事業補助金（経済農政局）
公益財団法人千葉市防災普及公社運営補助金（消防局）

イ 経費の詳細を確認すべきもの

補助金等交付規則第13条によると、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告書等の書類の審査等により、補助事業等の成果が交付の決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査するとされている。

しかしながら、実績報告書とともに提出された書類に領収書等が含まれておらず、経費の詳細を確認することができない事例が見受けられた。

【該当例】 経済振興関係事業補助金（経済農政局）
勤労者福利厚生事業等補助金（経済農政局）

(3) その他

ア 公文書の保存期間を適正に設定すべきもの

千葉市公文書管理規則（平成12年千葉市規則第93号）別表によると、補助金の申請及び交付に関する公文書の保存期間は10年とされている。

しかしながら、交付決定等に係る決裁文書に、保存期間を3年と記載している事例が見受けられた。

【該当例】 企業立地促進融資制度利子補給（経済農政局）
中小企業資金融資利子補給（経済農政局）
観光事業等補助金（経済農政局）